

未来へのそなえ

認知症共生社会実現に向けて

超高齢化社会の抱える問題のなかでも、差し迫って重要性が高い認知症や介護に関して正しい理解に向けたコンテンツをみなさまに定期的に発信していきます。

介護休暇とは
要介護状態になつた場合に取得できる休暇制度です。
「育児・介護休業法」で定められた制度のひとつであり、2週間以上の期間、常時介護がされた際に取得できます。

仕事と介護の両立を検討している方に対して、有給休暇とは別で取得できる「介護休暇」という制度があります。この制度を利用することで、仕事を続けながら介護に充てる時間を増やすことができます。

第9弾 仕事と介護の両立に役立つ「介護休暇」



常時介護を必要な状態とは、次のいずれかに該当する場合です。

● 介護保険制度の要介護状態区分において要介護2以上であること

● 歩行や会話、食事や排せつなど日常生活に必要なことに対しても、「人や物の助けがあれば自分でもできる」か「自分でできないため全面的な介助が必要」にあてはまり、その状態が継続する場合

● 入社6ヶ月未満の労働者
※令和7年4月1日から本要件は廃止予定

● 1週間の所定労働日数が2日以下の労働者

介護休暇の目的

介護休暇の目的は「仕事と介護（家庭）との両立ができるこ

と」です。

取得条件は労使協定の内容をよく確認し、労務担当者に相談するといいでしよう。



介護休暇の取得条件

介護休暇を取得できるのは、基本的には日雇い従業員を除いたパート・アルバイトを含む「すべての労働者」です。ただし、労使協定を締結しており、次のような条件に当てはまる方は、対象外となる場合があります。

● 入社6ヶ月未満の労働者
※令和7年4月1日から本要件は廃止予定

● 1週間の所定労働日数が2日以下の労働者

Supported by



未来へのそなえ

認知症共生社会実現に向けて

介護休暇の取得日数や期間について

介護休暇の取得可能な日数は、対象の家族1人の場合は「年間で5日間」まで。対象の家族2人の場合は「年間で10日間」までとなります。

企業で取得期間の取り決めがない場合は、基本的に毎年4月1日から翌年の3月31日が取得期間となります。

介護休暇と介護休業の違い

介護休業は、対象の家族ひとりにつき最大3回、合計で93日間の休みを取得できる制度です。一度に93日分を使うか、必要に応じて日数を調整するかは個人の選択に委ねられます。介護休業は「介護と仕事を両立させるための準備期間」として活用するのが有効です。次に取得例を紹介します。

介護休暇の取得可能な日数は、対象の家族1人の場合は「年間で5日間」まで。対象の家族2人の場合は「年間で10日間」までとなります。

企業で取得期間の取り決めがない場合は、基本的に毎年4月1日から翌年の3月31日が取得期間となります。

介護休暇と介護休業の違い

介護休業は、対象の家族ひとりにつき最大3回、合計で93日間の休みを取得できる制度です。一度に93日分を使うか、必要に応じて日数を調整するかは個人の選択に委ねられます。介護休業は「介護と仕事を両立させるための準備期間」として活用するのが有効です。次に取得例を紹介します。

- 実家など離れて暮らす家族に介護が必要になった
- 離れて暮らす介護が必要な家族を迎えるために、準備を整える

- 老人ホームなどの施設の入居やデイサービスの利用などを検討している場合の準備



企業によって異なりますが、休業期間は労働を行わないため、企業は給与を支給する義務がありません。基本的に、休業期間は何もしなければ無給になると捉えておく必要があります。

経済的に厳しい場合は、ハローワークに申請することで、「介護休業給付金制度」などの支援を受けることができます。

● 介護休暇を取得するためには、事前に会社の上司などに相談しておくと良いでしょう。突発的な事情で取得する可能性があることなど、今後の可能性を伝え、理解を得ておくと安心です。

● 取得方法や申請方法など、企業によって求められる対応が異なるため、相談する際に併せて確認しておくと良いでしょう。

介護休暇を取得する ために

あたまの元気度チェック
約5分でセルフチェック



無料
認知機能チェック

5分でできる

今回の記事は、 SOMPO笑顔俱楽部に掲載されている以下のURLより引用・転載しております。

介護休暇とは？種類や条件、手続き方法など | 取得するデメリットについて

<https://www.sompo-egaoclub.com/articles/topic/1293>